

令和元年度地域まちづくり人材育成事業 提案説明書

1 事業名

令和元年度地域まちづくり人材育成事業

2 本説明書

本説明書は、札幌市が実施する「令和元年度地域まちづくり人材育成事業」の業務委託の契約候補者を選定するための公募型企画提案に関して、必要な事項を定める。

3 業務の概要

(1) 目的及び業務概要

札幌市市民まちづくり活動促進条例第7条第1項に基づき、市民まちづくり活動の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために策定された、札幌市市民まちづくり活動促進基本計画の第3期基本目標2に掲げる「運営体制強化」を実現するため、まちづくり活動団体において複雑・多様化する課題に対応できる人材の育成を行うとともに、第3期基本目標1に掲げる「参加促進」を実現するため、市民がまちづくり活動を体験できる機会を提供することにより、幅広いまちづくり活動への市民の参加促進を図ることを目的とする。

(2) 予算規模

6,100,000円（消費税及び地方消費税を含む）を上限とします。

※この金額は、現時点での予算規模を示すものであり、契約は別途設定する予定価格の範囲内で行う。

(3) 履行期間

契約締結の日から令和2年3月31日まで

4 業務の内容

業務の内容については、別紙「仕様書」のとおり。

なお、仕様書の内容は現時点での予定であり、契約候補者の選定後、協議の中で変更する可能性があります。

5 参加資格

応募者は、次の条件をいずれも満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 会社更生法による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生による再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始決定後の者は除く。）等経営状況が著しく不健全でないこと
- (3) 同一の企画競争において、事業協同組合等の組合と当該組合員とが同時に参加し

ていないこと。

- (4) 平成 30～32 年度札幌市競争入札参加資格者名簿（物品・役務）（以下「名簿」という。）に登録されていること。なお、名簿に登録されていない者については、別途指定する書類を提出すること。これを基に市民文化局市民自治推進室において、名簿登録に係る資格要件と同等の審査を行った上で参加資格を判断する。
- (5) 札幌市内に本店又は支店等を有していること
- (6) 札幌市競争入札参加停止等措置要領（平成 14 年 4 月 26 日付財政局理事決裁）に基づく参加停止措置を受けていないこと
- (7) 札幌市暴力団の排除の推進に関する条例（平成 25 年 2 月 26 日条例第 6 号）第 2 条第 1 号に規定する暴力団その他の反社会的団体である者又はそれらの構成員が行う活動への関与が認められる者でないこと。
- (8) その他札幌市契約規則及び札幌市競争入札参加資格審査等取扱要領の規定に基づく入札参加者の不適格要件に該当しないこと。

6 企画競争実施に係るスケジュール

公募開始	令和元年 5 月 20 日（月）
質問の受付期限	令和元年 6 月 3 日（月）
企画競争参加意向申出書の提出期限	令和元年 6 月 7 日（金）17 時必着
企画提案書等の提出期限	令和元年 6 月 14 日（金）17 時必着
審査・プレゼンテーション	令和元年 6 月 28 日（金）午前
契約候補者の決定及び契約締結	令和元年 7 月上旬

7 提出書類

- (1) 企画競争参加意向申出書（様式 1）
- (2) 企画提案者概要書（様式 2）
- (3) 札幌市競争入札参加資格を有することを証する書類
- (4) 企画提案書（A 4 判 本文 15 ページ以内 表紙 1 ページ以内）

以下の項目を網羅する内容としてください。

ア 仕様書「3 業務の内容」の実施に係る企画

別添「企画競争の評価方法」を踏まえて作成してください。

※実際に実施する内容は、提案いただいた内容をもとに、札幌市と選定された契約候補者が協議した上で、札幌市が決定します。

イ 講師等のプロフィール及び貴社との関係（従業員・外部講師等）

※外部講師については、貴社との関係性を記載してください。

（確実に招聘できる関係性を有している講師のみ記載可能です。提案された講師が招聘できない場合には、契約を解除することがあります。また、貴社が提案する講師以外に、必要に応じて、札幌市が別途講師を指定する場合があります）

ウ 貴社及び講師等の「まちづくり活動の人材育成」に関する取組の実績

エ 業務運営体制

- (5) 想定経費内訳書（A4判2ページ以内）
 - ア 積算根拠が分かるように作成すること。
 - イ 契約金額は別途、選定された契約候補者から見積書を提出していただき決定します。

【名簿に登録されていない場合】

- (6) 法人登記履歴事項全部証明書（平成31年4月1日以降に交付された現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書。写し可）
- (7) 申出書（参考様式）
- (8) 納税証明書（平成31年4月1日以降に交付された市区町村税の納税証明書並びに消費税及び地方消費税の納税証明書。写し可）
- (9) 貸借対照表等の財務諸表

8 提出方法等

(1) 提出部数

- ア 企画競争参加意向申出書（様式1）：1部
- イ 企画提案者概要書（様式2）：正本1部、副本8部
- ウ 札幌市競争入札参加資格を有することを証する書類：1部
- エ 企画提案書：正本1部、副本8部
- オ 想定経費内訳書：正本1部、副本8部
- カ 名簿に登録されていない場合の提出書類：1部

(2) 提出期限

ア 令和元年6月7日（金）17時必着の書類

- (ア) 企画競争参加意向申出書（様式1）
- (イ) 企画提案者概要書（様式2）
- (ウ) 札幌市競争入札参加資格を有することを証する書類

※名簿に登録されていない場合は「7提出書類の（6）～（9）」の書類を提出（参加資格の審査を行い、不合格の場合は、令和元年6月12日（水）までに結果を連絡する。）

※申出書の提出が無い者からの企画提案は受け付けない。

イ 令和元年6月14日（金）17時必着の書類

- (ア) 企画提案書
- (イ) 想定経費内訳書

(3) 提出先

〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目 札幌市役所本庁舎13階
札幌市市民文化局 市民自治推進室 市民活動促進担当課 担当：竹越・武田
電話：011-211-2964 FAX：011-218-5156

(4) 提出方法

上記提出先に直接持ち込むか、郵送により提出すること。なお、本提出書類は郵便法で規定される「信書」に当たることから、発送方法に留意すること。

9 質問の受付及び回答

本業務の企画提案に関する質問は、「質問書（様式3）」により電子メールで提出するものとする。なお、質問要旨と回答は、原則、ホームページに掲載するが、内容が質問者固有の提案事項に密接に関わる場合は、質問者にのみ回答する。

(ア) 質問の受付期間

令和元年5月20日（月）～ 令和元年6月3日（月）

(イ) 質問の送付先電子メールアドレス

shimin-support@city.sapporo.jp

10 企画選定方法

(1) 選定方法

選定は、札幌市が設置する企画競争実施委員会において、提出書類及びプレゼンテーションの内容を総合的に審査・評価し、契約候補者を決定します。委員は、学識経験者の民間委員1名と札幌市市民文化局職員5名、関連事業を所管する他部局の職員1名の計7名を予定しています。

(2) プレゼンテーション

ア 日時・会場

令和元年6月28日（金）午前・札幌市役所本庁舎地下1階2号会議室

※開始時刻については、決定次第、参加者に別途連絡します。

※指定した日時にプレゼンテーションに参加いただけない場合は、事情の如何にかかわらず失格とさせていただきます。

イ 内容

参加者は、15～20分程度でプレゼンテーションを実施していただきます。当日の説明員は、各参加者2名以内としてください。追加資料の配布やプロジェクター等の使用はできません。その後、委員からの質問にお答えください。

ウ 審査結果は、速やかに参加者全員に文書で通知する予定です。

(3) 評価の方法

別添「企画競争の評価方法」をご覧ください

(4) 選定結果の通知方法

選定結果は、決定次第、企画提案者全員に書面で通知する。

(5) 評価についての疑義申立て

参加者は、自らの評価に疑義がある場合は、選定結果に係る通知を受けた日の翌日から起算して3日（札幌市の休日を定める条例で規定する休日を除く。）以内に書面により疑義の申立てを行うことができます。

11 企画競争参加に際しての注意事項

(1) 失格又は無効

以下のいずれかの事項に該当する場合は、失格又は無効となることがあります。

- ア 提出した書類に虚偽の内容を記載した場合
 - イ 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
 - ウ 実施要領に違反すると認められる場合
 - エ その他担当者があらかじめ指示した事項に違反したとき
- (2) 企画提案は1参加者あたり1件とします。
- (3) 提出書類の変更の禁止
提出期限後の提出書類の変更、差替え又は再提出は認めません。
- (4) 提出書類の返却
提出書類は、理由の如何を問わず返却しません。
- (5) 費用負担
企画提案に係る一切の経費は企画提案者の負担とします。
- (6) 企画提案書の提出後の辞退
企画提案書の提出後に辞退する場合は、**令和元年6月21日（金）17時までに、辞退届**（様式任意）を持参又は郵送により提出してください。
- (7) 著作権等
- ア 企画提案書の著作権は、各企画提案者に帰属します。
 - イ 札幌市が本企画競争の実施に必要と認めるときは、企画提案書を札幌市が利用（必要な改変を含む。）することを許諾するものとします。この場合は、あらかじめ企画提案者に通知するものとします。
 - ウ 企画提案者は、札幌市に対し、企画提案者が企画提案書を創作したこと及び第三者の著作権、著作人格権及びその他特許権、商標権を含むいかなる知的財産権を侵害するものではないことを保証するものとします。
 - エ 企画提案書の利用について、第三者から権利侵害の訴えその他の紛争が生じたときは、企画提案者は、自己の費用及び責任においてこれを解決するものとし、かつ札幌市に何らかの損害を与えたときは、その損害を賠償するものとします。
 - オ 提出された企画提案書その他本企画競争の実施に伴い提出された書類について、札幌市情報公開条例（平成11年条例第41号）に基づき公開請求があったときは、同条例の定めるところにより公開する場合があります。

12 委託契約締結にあたっての留意事項

- (1) 業務委託契約については、審査の結果、総合点の最も高い企画提案者を契約候補者とし、所定の手続きを経て札幌市と随意契約します（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号「競争入札に適しない契約」に該当）。なお、選定した契約候補者と札幌市との間で行う協議が整わない場合、次に点数の高い企画提案者と交渉する場合があります。
- (2) 契約の際には企画競争実施委員の意見を参考に具体的な委託内容について調整する場合があります。
- (3) 契約締結時点で、地方自治法施行令第167条の4に該当した場合、入札参加資格停止措置を受けた場合又は暴力団関係者となった場合には、契約を締結しない場合が

あります。

- (4) 契約の締結に際し、契約者は、札幌市契約規則第24条により、その履行を保証するために契約保証金を納めてください。ただし、札幌市契約規則第25条により納付を免除することがあります。
- (5) 事業の実施にあたり、法令の許認可手続きが必要なものは、受託者において、確実に手続きを行い、許可書等の写しを札幌市に提出してください。
- (6) 本業務の実施に当たり、市民等の参加者から費用を徴収しないでください。

13 業務の継続が困難となった場合の措置

札幌市と受託者との契約期間中において、受託者による業務の継続が困難になった場合の措置は、次のとおりとします。

(1) 受託者の責に帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合

受託者の責に帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合には、札幌市は契約の解除ができることとします。この場合、札幌市に生じた損害は、受託者が賠償するものとします。

(2) その他の事由により業務の継続が困難となった場合

災害その他の不可抗力等、札幌市及び受託者双方の責に帰すことができない事由により業務の継続が困難となった場合、受託者は、業務継続の可否について、札幌市と協議するものとします。一定期間内に協議が整わない場合、それぞれ、事前に書面で通知することにより契約を解除できるものとします。

14 提案説明書の配布場所・連絡先・問い合わせ先・書類の提出先

〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目

札幌市市民文化局市民自治推進室市民活動促進担当課 担当：竹越・武田

電話011-211-2964 FAX011-218-5156

メールアドレス：shimin-support@city.sapporo.jp

(メールでお問い合わせの際は、件名に「令和元年度地域まちづくり人材育成事業について」と記載してください。)

企画競争の評価方法

1 選定の概要

企画提案参加者（以下「事業者」という。）の提出書類及びプレゼンテーションに基づき、以下のポイントごとに評価し、得点数が最も高い者を契約候補者とします。

なお、実際に委託する業務の内容については、提案された企画の内容を基本としつつ、契約候補者と札幌市との協議により決定いたします。

2 企画競争実施委員会

選定は、札幌市が設置する企画競争実施委員会（以下、「実施委員会」という。）の審査・評価に基づき契約候補者を決定します。審査に際しては、各参加者にプレゼンテーションを行っていただきます。なお、委員は、学識経験者1名と札幌市市民文化局職員5名、関連事業を所管する他部局の職員1名の計7名を予定しています。

3 評価項目、評価基準、採点方法等

(1) 評価項目、評価基準及び配点

別表「評価項目、評価基準及び配点」のとおり。

(2) 採点方法

各評価項目について、委員が5段階（10点満点の項目は10～2点、15点満点の項目は15～3点）で評価し、その合計得点が最も高かった事業者に決定します。

(3) 同点の取扱いについて

合計得点が同点となった場合、別表の「1(2) 実践性」、「2(1) 実践力」の項目についての合計得点が高かった事業者に決定し、それでもなお同点となる場合は、実施委員会の協議により決定します。なお、合計得点が最も高い事業者の得点が6割未満の場合は、委員会の協議により全件不採択とする場合があります。

(4) 参加者が1者になった場合の取扱いについて

参加者が1者の取扱いとして、合計得点が最低基準点420点（満点の6割）以上の場合は、契約候補者とします。

評価項目、評価基準及び配点 【別表】

評価項目		評価基準	配点 (委員1名)	配点合計 (委員7名)
1 事業企画に対する評価				
(1)	汎用性	<ul style="list-style-type: none"> ●地域課題を解決する手法等について、幅広い応用範囲や可能性が組み込まれているか ●事例紹介に留まらず、地域の課題に応用可能な方法になるよう工夫されているか 	10	70
(2)	実践性	<ul style="list-style-type: none"> ●汎用的な方法などを知識として伝えるにとどまらず、これを活用して参加者が具体的な地域課題の解決に向けた行動を起こすことができるよう実践的な方法になっているか ●事業をより効果的に実施できるような配慮や工夫がされているか ●参加者が自らの興味と地域の課題に接点を見出し、自らの気づきから生まれたアイデアを元に、積極的に具体的な行動に取り組んでいくことのできる仕組みや工夫が組み込まれているか ●計画した業務を円滑に、かつ適切に遂行できるような具体的なスケジュールが提示されているか 	15	105
(3)	自立性	<ul style="list-style-type: none"> ●事業終了後も、事業参加者が自ら習得した知識を活用しつつ、地域課題の解決に向けた行動を起こすことができるよう実践的な方法になっているか ●これまでまちづくり活動に積極的に参加したことのない参加者に対して、事業終了後も、まちづくり活動への継続的な参加につながるような効果的な情報提供を行う工夫がされているか 	10	70
(4)	波及性	<ul style="list-style-type: none"> ●地域の関係者や協力団体等の理解と参画を促す仕組みや工夫が組み込まれているか ●事業の趣旨やプロセス、課題解決の考え方や手法をわかりやすく伝え、事業の参加者を広く募る工夫がされているか 	10	70
(5)	経済性	<ul style="list-style-type: none"> ●予算内で効率的に実施できる内容となっているか 	10	70
2 参加者及び講師に対する評価				
(1)	実践力	<ul style="list-style-type: none"> ●地域社会の課題を解決するプロジェクトを実施した実績はあるか 	15	105
(2)	応用力	<ul style="list-style-type: none"> ●特定の分野や地域に限定されない、広く応用可能な人材育成の方法論を確立しているか ●特定の分野や地域に限らず、広い分野、範囲の課題に対して取り組んだ実績があるか 	10	70
(3)	育成力	<ul style="list-style-type: none"> ●参加者の技量やレベルに応じて成長させることができるプログラムとなっているか 	10	70
(4)	人材力	<ul style="list-style-type: none"> ●事業実施に際して、人材育成の実践経験が十分な講師や協力者の動員が可能か ●情報提供やアドバイスを行うに際し、人材育成の実践者を紹介できるような広範なネットワークを持っているか 	10	70
合計			100	700